

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。))
次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年8月28日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 小長 大輔

1 業務概要

(1) 業務の名称 新田原（8）環境モニタリング

(2) 業務内容 本業務は、以下の航空自衛隊新田原基地の建設工事に係る環境モニタリングを行うものである。

- ・大気質調査 10地点× 25回
- ・環境騒音、振動調査 4地点× 2回
- ・道路騒音、振動調査 6地点× 2回
- ・水質調査 18地点× 1回
- ・交通量調査 5地点× 2回
- ・井戸水調査 6地点×25か月
- ・家屋等調査 1回
- ・評価、報告書等作成 一式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年2月28日まで

(4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）が1,000万円を超える業務の場合は、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務とする。

(5) 本業務は、低価格入札による業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の義務付けを試行する対象業務である。詳細は、入札説明書による。

(6) 本業務は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う業務である。

(7) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

(8) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

(9) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「環境等業務」に係る「A」の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 削除
- (6) 次に示す同種業務について、「元請けとして平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務」を履行した実績を有すること(共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績のものに限る。)。
 - ・同種業務：環境調査業務又は環境モニタリングただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。
- (7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。
- (8) 熊本防衛支局が発注した業務のうち、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 次のアからエに示す条件をすべて満たす管理技術者を配置できること。

ア 次のいずれかの資格を有すること。

【資格】

- ・技術士(総合技術監理部門：環境関連科目)
- ・技術士(環境部門)
- ・技術士(建設部門の建設環境)

イ 次に示す同種業務について、平成28年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務を履行した経験を有すること(共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績のものに限る。)

- ・同種業務：環境調査業務又は環境モニタリング

ただし、業務成績評定通知書の評定点が65点未満のものを除く。なお、業務成

績のない業務については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 入札公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定又は選定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満である。ただし、入札公告日現在の手持ち業務に熊本防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和8年12月25日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式又は企画競争方式における特定又は選定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務（防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含む。）をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

エ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(10) 削除

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

(13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからエまでとし、詳細は入札説明書による。

ア その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価等）

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマ1： 基地周辺の環境調査における関係自治体及び周辺住民への説明、周知方法の配慮事項について

評価テーマ2： 各種調査を実施する上で、配慮すべき事項について

エ 賃上げの実施を表明した企業等

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は20点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝20点×（1－入札価格／予定価格）

ウ 技術評価点の算出方法

上記(1)に掲げる評価項目ごとに評価を行い、以下のとおり技術評価点を付与する。

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（上記(1)の得点合計×履行確実性度／上記(1)の配点合計）

(3) 配置予定管理技術者のヒアリング

配置予定管理技術者についてはヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から開札日の前日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類: PDF

図面類: PDF

申請書類: Word及びExcel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。(<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/index.html>)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案の提出期限等

ア 提出期限 別表②のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 別表⑫のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送又は託送により提出する。詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表⑬のとおり

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店)又は金融機関若

しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 4 (3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(12) 詳細は入札説明書による。

【入札手続日程表】

別表

①	入札説明書等の交付期間	令和8年8月28日(金)から令和8年12月14日(月)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
②	申請書等の提出期間	令和8年8月28日(金)から令和8年9月25日(金)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）
③	競争参加資格の確認通知	令和8年10月28日(水)まで
④	競争参加資格がない理由の説明要求期間	競争参加資格の確認通知日から令和8年11月6日(金)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑤	競争参加資格がない理由の説明要求に係る回答期限	令和8年11月9日(月)
⑥	入札説明書に対する質問の提出期間	令和8年8月28日(金)から令和8年11月10日(火)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑦	入札説明書に対する質問の回答書の閲覧期間	令和8年8月28日(金)から令和8年11月27日(金)まで
⑧	技術者に対するヒアリング実施期間	令和8年11月4日(水)から令和8年11月5日(木)まで
⑨	履行確実性に関するヒアリング実施期間	令和8年12月15日(火)から令和8年12月28日(月)まで
⑩	履行確実性に関するヒアリング追加資料の提出要求期限	令和8年12月15日(火)17時00分まで
⑪	履行確実性に関するヒアリング追加資料の提出期限	令和8年12月21日(月)
⑫	入札書の受付期間	令和8年11月26日(木)から令和8年11月30日(月)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑬	開札の日時	令和8年12月15日(火) 11:00

（紙入札方式の場合は、各期間の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間を除く）。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）